

審 査 基 準 整 理 票

処分名	出土した文化財及び埋蔵文化財に関する資料の熟覧等使用料の返還		
根拠法令名	大津市埋蔵文化財調査センター条例		(条項) 第 6 条
基準法令名	大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則		(条項) 第 2 条
所管部署	市民部文化財保護課埋蔵文化財調査センター		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>【使用料の返還基準】</p> <p>出土した文化財及び埋蔵文化財に関する資料の熟覧等使用料の返還は、大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則第 2 条に規定する場合に該当することを基準とする。</p>			

参 考

【根拠法令】

大津市埋蔵文化財調査センター条例

第6条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

【基準法令】

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則

第2条 教育施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき同項に規定する指定管理者に管理を行わせているものを除く。以下この条から第5条までにおいて同じ。)の使用料を還付する場合及びその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理の都合により使用の許可を取り消した場合 全額
- (2) 使用を開始しようとする日の前日(大津市歴史博物館(以下「博物館」という。)の企画展示室にあっては、30日前)までに使用を取りやめる旨の申出があり市長が相当の理由があると認める場合 全額
- (3) 使用者の責めに帰することができない理由により当該教育施設が使用できない場合 全額
- (4) 市長が特に理由があると認める場合 その都度市長が定める額

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。